

電波法及び放送法の一部を改正する法律要綱

第一 電波利用料の使途に係る事項

(第一条関係)

電波利用料の使途の特例として、テレビジョン放送の受信設備を設置している者のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助を追加すること。

第二 移動受信用地上放送に係る事項

(第一条及び第二条関係)

一 移動受信用地上放送の定義を、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする放送であって、人工衛星の無線局以外の無線局により行われるものとする。

二 受託国内放送の定義に移動受信用地上放送をする無線局により行われるものを追加すること。

三 総務大臣が開設指針を定めることができる特定基地局として、移動受信用地上放送に係る放送対象地域における当該移動受信用地上放送の受信を確保するために必要となる無線局を追加すること。

四 その他規定の整備をすること。

第三 施行期日等

この法律の施行期日、経過措置等について定めること。

(附則関係)